

## はじめに

政務活動費は、地方自治体の議員の調査研究その他の活動を活発にするための必要経費と認める制度です（地方自治法第100条14項）。政務活動費の原資は税金ですから、交付の対象、金額、交付の方法や政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることとされています。

政務活動費の交付を受けた会派または議員は収入及び支出の報告書を議長に提出すること（地方自治法100条15項）、議長に政務活動費の使途について透明性を確保するよう務めること（同条16項）になっています。これは、議員や議会が、政務活動費の使途や調査研究の成果を住民に説明する責任を負っていることを意味しています。

ところが、実際には、政務活動費を騙し取ったとして元議員に有罪判決が下されたり（兵庫県議会）、不正支出が次々と明るみになって多数の議員が辞職に追い込まれる（富山市市議会）などの不祥事が、全国各地の議会で噴出しています。

私たちは、住民が議会会派・議員の政務活動費の使途を日常的に監視することができれば、これらの不正を著しく減少させることができるのではないかと考えました。

そこで、今回、都内における自治体で政務活動費を会派・議員に交付している23区及び26市を対象に、政務活動費の使途に関する情報の公表・公開状況についてアンケート調査を実施しました。その結果、アンケート対象とした全議会から回答を得ることができました。非常に意義のある内容でした。このたび、その結果がまとまりましたので、公表することとしました。

なお、今回の調査は、昨年、全国市民オンブズマン連絡会議が都道府県、政令市及び中核市を対象に行った調査結果と比較対照できるように、調査項目をできるだけ同じにしました。その調査結果は下記 URL から参照できますので、ご参照ください。

(<http://www.ombudsman.jp/seimu.html#160923>)

最後になりましたが、お忙しい中アンケート調査に協力していただきました議会事務局のみなさまにあらためて御礼申し上げます。

2017年5月1日

東京・市民オンブズマン

代表 弁護士 堀 敏 明

<政務活動費アンケートについて>

対 象：東京都の区市（23区、26市）計49区市

基準日：2016年10月1日時点の制度運用を基準とする

アンケート発送日：2016年11月2日

（同年12月中旬に補充質問を実施）

回答率：100%

東京・市民オンブズマン 政務活動費調査班

弁護士 清水 勉 / 弁護士 谷合 周三

弁護士 土橋 実 / 弁護士 増田 利昭

弁護士 出口かおり

連絡先：東京都新宿区本塩町12-309

さくら通り法律事務所

## 政務活動費アンケート回答用紙

自治体名 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX 番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

平成28年10月1日現在でお答え下さい。

(1) 平成27年度政務活動費について、収支報告書記載額を合計したものをお答えください。

議員・会派の収入総額 \_\_\_\_\_円 (支給額+利息)  
自治体への返還総額 \_\_\_\_\_円

(2) 平成28年度の1年間の議員1人分の政務活動費交付額 支給対象ごとにお願ひします。

- ①会派 \_\_\_\_\_円  
②議員個人 \_\_\_\_\_円  
③その他 (個別にお書き下さい) ( \_\_\_\_\_ )

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式 (平成28年度支給分)

- a) 原本 b) 写し c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d) その他 ( \_\_\_\_\_ )

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について (平成27年度支給分)

- a) 公開する  
b) 金額を非公開にして氏名を公開する  
c) 非公開  
d) 場合によっては公開 (場合をお書きください \_\_\_\_\_)  
e) その他 (具体的にお書きください \_\_\_\_\_)

③領収書は web 上で公開されますか (平成27年度支給分)

- a) 公開されている URL ( \_\_\_\_\_ )  
b) 公開していないが、平成28年度支給分以降は公開することが決定している  
c) 公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

- a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能  
閲覧可能時期の規定の文言 \_\_\_\_\_  
27年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成28年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から  
b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について (平成28年度支給分)

- a) 提出を義務付けている (根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_ )  
b) 義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか (平成27年度支給分)

- a) 公開されている  
b) 公開していないが、平成28年度支給分以降は公開することが決定している



②開催者に渡す物品（菓子、茶、酒類など）の購入代金を支払うことは使途基準等認められますか

- a) 認められている
- b) 認められていない

(8) 平成27年度政務調査費を議員が使った具体的な使途について、議会公式ホームページへの記載

- a) 支出総額のみ記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_
  - b) 収支報告書と同様の記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_
  - c) 収支報告書と、それ以上の記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_
- 記載項目 \_\_\_\_\_
- d) 記載なし

(9) 調査委託について

①会派、政党、政党支部に対する調査委託を認めていますか

- a) 認めている 対象名 ( \_\_\_\_\_ )
- b) 認めていない

②調査委託した際の報告書を議会に提出を義務付けていますか

- a) 提出義務付けしている
- b) 提出義務付けしていない

(10) 具体的な政務活動費使途基準マニュアルについて

- ①作成状況 a) 作成している
- b) 作成していない

②上記マニュアルの策定日 (最新版のもの) \_\_\_\_\_

③上記マニュアルの情報提供の可否 (2015年6月以降作成分) \_\_\_\_\_

(11) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

- a) 認めている
- b) 認めていない

(12) 平成27年度政務活動費の領収書等に関し、CD・DVD等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

- ①可能 (提供可能な内容をお書きください \_\_\_\_\_)
- ②不可能

(13) その他、特記事項があればお教えてください。

(第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど)

\_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました。

政務活動費アンケート調査・補足質問

送付先 F A X : 0 3 - 5 3 6 3 - 9 8 5 6

E-mail: tokyo\_omb@shimizulaw.jp

自治体名 \_\_\_\_\_

問 ( 1 0 )

③ 最新版の政務活動費使途基準マニュアルは公開されていますか。

- a ホームページで公開している
- b 情報提供できる
- c 情報公開請求により開示する
- d 非公開

回答欄 : \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました。

## 各設問の集計結果

※ 設問（１）及び（２）：別表参照

### （３）領収書の議会への添付状況と根拠法令

#### ①領収書の議会への提出形式（平成２８年度支給分）

a) 原本 46

千代田区,港区,中央区,新宿区,文京区,台東区,墨田区,江東区,品川区,目黒区,大田区,渋谷区,中野区,杉並区,豊島区,北区,荒川区,板橋区,足立区,葛飾区,江戸川区,八王子市,立川市,三鷹市,青梅市,府中市,昭島市,調布市,町田市,小金井市,小平市,日野市,東村山市,国分寺市,国立市,福生市,狛江市,清瀬市,東久留米市,武蔵村山市,多摩市,稲城市,羽村市,あきる野市,西東京市,武蔵野市

※ 三鷹市、武蔵野市：原本及び写し

b) 写し 2 練馬区、東大和市

c) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 0

d) その他 1 世田谷区（条例上、領収書の提出義務はないが、区議会ホームページに公表することを義務付けている）

#### ②支払先が個人の場合の領収書の氏名について（平成２７年度支給分）

a) 公開する 13

千代田区、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、町田市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市

b) 金額を非公開にして氏名を公開する 0

c) 非公開 17

中央区、港区、新宿区、中野区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、練馬区、立川市、調布市、小平市

※世田谷区：区議会ホームページ内に掲載されているファイルを閲覧

d) 場合によっては公開 9

墨田区、渋谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区、八王子市、狛江市、東大和市

墨田区：個人情報に該当しない場合  
 渋谷区：事業を営む個人に係る場合や公務員・議員・首長等に該当する場合  
 杉並区：事業を営む個人の当該事業に関する情報  
 板橋区：個人事業主  
 葛飾区：議員以外の個人が特定できてしまう氏名や印影は黒塗り  
 江戸川区：個人事業主等  
 八王子市：事業を営む個人の当該事業に関する情報  
 狛江市：議員、首長、個人事業者、講師名等（役職として公にしている場合は公開）  
 東大和市：公益上特に必要があると認められる場合

e) その他 10

荒川区、足立区、昭島市、小金井市、国立市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市

荒川区：公開していない ※ 領収書の受取人の印影は非公開  
 足立区：当区議会情報公開条例における、非開示情報にあたる部分（個人情報等）については、当該部分を被覆処理したうえで公開（開示請求が必要）  
 小金井市：個人情報等を黒塗りして公開  
 多摩市：個人宛支払なし  
 稲城市：個人の印影、領収印等は黒塗りにして公開する  
 昭島市：平成27年度支給分について支給先が個人の領収書はなかった。  
 国立市：国立市情報公開条例に基づき開示するため、同条例における非開示情報にあたる場合は、非公開となる  
 あきる野市：事例なし  
 西東京市：個人が支払先である例はない

③領収書はweb上で公開されますか（平成27年度支給分）

a) 公開されている 5

世田谷区、立川市、三鷹市、町田市、小平市

b) 公開していないが、平成28年度支給分以降は公開することが決定している 2

清瀬市、羽村市

c) 公開していない 42

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、



調布市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、武蔵野市、稲城市、あきる野市、西東京市

#### ④添付された領収書を市民が閲覧する方法

a) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能 14

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、福生市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市

(「閲覧可能時期の規定の文言」欄の記載)

三鷹市：三鷹市議会政務活動費に関する取扱い要領 第9条第2項及び第3項

町田市：特にありません

小平市：なし

羽村市：政務活動費の全ての精算が終わり次第

日野市：日野市議会政務活動費の交付に関する条例第7条、第9条

稲城市：閲覧の開始は収支報告書の提出期限の日から起算して60日を経過した日からとする。

あきる野市：原則として5月1日以降

西東京市：公開時期に関する規定はない

27 年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成28年 月 日から

三鷹市：既に閲覧可能である

町田市：平成28年10月17日

立川市：平成28年8月1日

小平市：平成28年10月26日

羽村市：平成28年5月

青梅市：平成28年6月

日野市：平成28年5月2日

福生市：平成28年6月頃

武蔵野市：平成28年6月13日

調布市：平成28年8月1日 \*整い次第、年度によって異なる

昭島市：平成28年6月1日

稲城市：平成28年7月1日

あきる野市：平成28年5月1日から

西東京市：平成28年8月から

b) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能 33

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市

無回答：墨田区、世田谷区

墨田区：収支報告書証拠書類は、情報公開請求することなく議会図書館で閲覧可能

世田谷区：Web で閲覧可能

#### (4) 会計帳簿の議会への提出状況と根拠法令

##### ①会計帳簿の議会への提出について（平成28年度支給分）

a) 提出を義務付けている 22

千代田区、中央区、港区、台東区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、葛飾区、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、東大和市、清瀬市

(根拠法令)

千代田区：千代田区議会政務活動費の交付に関する条例

中央区：区議会政務活動費の交付に関する条例第9条

港区：港区議会における政務活動費の交付に関する条例

台東区：東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例

江東区：なし（政務活動費の手引きの中で提出を義務付けている）

目黒区：目黒区政務活動費の交付に関する条例 第12条第6項

大田区：大田区議会における政務活動費の交付に関する条例

世田谷区：世田谷区政務活動費の交付に関する条例

杉並区：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

豊島区：豊島区政務活動費の交付に関する条例

北区：東京都北区議会政務活動費の交付に関する条例

板橋区：東京都板橋区政務活動費交付に関する条例第11条

葛飾区：葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例

武蔵野市：武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例第7条

三鷹市：同取扱い要領第9条第1項"

調布市：調布市議会政務活動費の交付に関する条例

小金井市：小金井市議会政務活動費の交付に関する条例

小平市：政務活動費の手引き

東村山市：東村山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条

国分寺市：国分寺市議会政務活動費の交付に関する条例

東大和市：政務活動費の取扱基準

清瀬市：清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例

b) 義務付けていない 27

新宿区、文京区、墨田区、品川区、渋谷区、中野区、荒川区、練馬区、  
足立区、江戸川区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、  
日野市、国立市、福生市、狛江市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、  
東久留米市、あきる野市、西東京市

新宿区：ただし、条例で調製は義務付けている

文京区：ただし、調製の義務付け有り（文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則）

足立区：作成の義務付け有り。足立区政務活動費の交付に関する規程第6条

武蔵村山市：条例上は義務付けていないが、支出の詳細を確認するため、写しを提出いただいている

八王子市：例規上、会計帳簿の提出を義務付ける規定はないが、実務上、収支報告書、領収書等とともに会計帳簿は提出されている。

東久留米市：提出を義務付ける規定はありませんが、実務上は収支報告書とあわせて提出されています。

②会計帳簿はweb上で公開されますか（平成27年度支給分）

a) 公開されている 7

目黒区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、東村山市、東久留米市

b) 公開していないが、平成28年度支給分以降は公開することが決定している 0

c) 公開していない 37

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、  
大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、  
江戸川区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、  
小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、  
武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市

(5) 活動報告書の議会への提出・公表状況と根拠法令（平成28年度支給分）

① 活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外の、政務活動の内容がわかるもの）

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式） 2  
立川市、三鷹市
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付） 4  
墨田区、品川区、町田市、羽村市
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要 12  
港区、台東区、江東区、目黒区、大田区、板橋区、葛飾区、江戸川区、小金井市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市
- d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外） 0
- e) 作成を義務づけていない 31  
千代田区、中央区、新宿区、文京区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、八王子市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

- 立川市 立川市政務活動費交付条例、政務活動費の手引き  
三鷹市 三鷹市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項、同取扱い要領第9条第1項及び第2項  
墨田区 政務活動費手引きによる  
品川区 申し合わせによる  
町田市 【交通費支払証明書】（H27年度分は従前の交通費支出記録簿を公開）  
町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第9条  
【調査研究委託報告書、資料作成委託報告書】  
町田市議会政務活動費使途基準の運用指針  
港区 港区議会における政務活動費の交付に関する条例  
台東区 東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例  
江東区 なし（政務活動費の手引きの中で提出を義務付けている）  
目黒区 政務活動費申し合わせ事項

板橋区 東京都板橋区政務活動費交付に関する条例第11条  
 葛飾区 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例  
 江戸川区 政務活動費処務規程  
 小金井市 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例  
 武蔵村山市 武蔵村山市議会会派政務活動費の取り扱い内規

② 活動報告書は web 上で公開されますか（平成 27 年度支給分）

- a) 公開されている 4  
 品川区、立川市、三鷹市、町田市
- b) 公開していないが、平成 28 年度支給分以降は公開することが決定している 0
- c) 公開していない 38  
 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、  
 目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、  
 荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、青梅市、府中市、  
 昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、  
 福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、あきる野市
- 無回答 5  
 足立区、武蔵野市、多摩市、稲城市、西東京市

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（平成 28 年度支給分）

① 視察報告書の作成状況

- a) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式） 1  
 羽村市
- b) 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付） 16  
 千代田区、墨田区、杉並区、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、調布市、  
 町田市、日野市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要 27  
 中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、  
 渋谷区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、  
 八王子市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、  
 東大和市、清瀬市、武蔵村山市

※板橋区：視察報告書は宿泊を伴う場合及びレンタカーを使用した場合に提出を義務付けている。

d) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外） 2

中野区、足立区

e) 作成を義務づけていない 3

世田谷区、青梅市、東久留米市

※東久留米市：調査研修費の支出がある時は、視察報告書の作成をお願いしている。

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

品川区 条例及び品川区議会における政務活動費に関する運用指針

杉並区 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

立川市 立川市政務活動費交付条例、政務活動費の手引き

江戸川区 政務活動処務規程

武蔵野市 武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条

三鷹市 同取扱い要領第8条第1項、第9条第1項及び第2項

調布市 調布市議会政務活動費の交付に関する条例

町田市 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針で、その都度議長に提出することになっている。

国立市 先例及び政務活動費の手引き

福生市 福生市議会政務活動費の使途基準申し合わせ事項

多摩市 多摩市議会政務活動費の交付に関する細則

稲城市 稲城市議会政務活動費に関する取扱い要領

西東京市 西東京市議会政務活動費の事務取扱いに関する要綱

台東区 東京都台東区議会政務活動費の交付に関する条例

江東区 なし（政務活動費の手引きの中で提出を義務付けている）

目黒区 政務活動費申し合わせ事項

北区 東京都北区議会政務活動費の交付に関する実施要綱

荒川区 荒川区議会政務活動費運用の手引き

板橋区 東京都板橋区政務活動費交付に関する条例第11条

練馬区 練馬区議会政務活動費使途基準実施細目

葛飾区 葛飾区政務活動費の支出に関する使途基準等

八王子市 「代表者間の申し合わせ事項」

府中市 申し合わせ  
小金井市 小金井市議会政務活動費の交付に関する条例  
小平市 政務活動費の手引き  
東村山市 「政務活動費使途基準の運用及び事務処理について」  
国分寺市 国分寺市議会政務活動費 経理要領  
狛江市 申し合わせ  
東大和市 政務活動費の取扱基準  
清瀬市 清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例  
中野区 政務活動費の手引き  
足立区 足立区政務活動費の取扱いに関する要綱第14条  
文京区 文京区議会申し合わせ事項  
あきる野市 「議員全員協議会の申し合わせ事項」

②視察報告書はweb上で公開されますか（平成27年度支給分）

a) 公開されている 2

国立市、稲城市

b) 公開していないが、平成28年度支給分以降は公開が決定している 1

あきる野市

c) 公開していない 45

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区  
目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区  
板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、  
青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、  
東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、  
武蔵村山市、多摩市、羽村市、西東京市

無回答：足立区

(7) <意見交換会参加費>について

<意見交換会参加費>とは、

- i 議員の選挙区内で行われる会合で、
- ii 議員やその関連団体（後援会、政党支部など）以外の団体または個人が開催するもの

① 会合に参加することに伴って、開催者に現金を支払うことは使途基準上認められますか？

a) 会費額が定められている場合のみ、認められる。 7

中央区、大田区、中野区、豊島区、立川市、東久留米市、西東京市

- b) 飲食を伴わない場合、認められる。 7  
 文京区、品川区、豊島区、三鷹市、府中市、調布市、稲城市
- c) 飲食を伴っていても、一定額以下なら認められる。 6  
 千代田区、港区、台東区、目黒区、渋谷区、葛飾区
- d) 認められない。 8  
 昭島市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市
- e) その他 23  
 新宿区、墨田区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、多摩市、あきる野市

※ 豊島区は a, b, e に該当するとの回答。

「e) その他」の回答内容

- 新宿区：飲食を主としないものであれば可。なお、飲食を伴う場合の飲食経費は 3000 円以下とする。
- 墨田区：飲食を主としないものであれば可
- 江東区：出席者負担金（参加・会費）は 1 日につき 2 万円（税抜き）を上限とする。飲食に対して政務活動費を支出することは認めないが、政務研究その他の活動を目的とした会議、意見交換会等であって、調査目的に付随した懇親会等である場合には会費の 50% を上限に支出することができる
- 世田谷区：飲食を主目的とした研究会、会議等に係る経費は対象外とする
- 杉並区：区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は 1/2 とする（ただし、議員 1 人 1 回当たり 5,000 円を限度とする）
- 北区：飲食が目的の会合等への支出は不可
- 荒川区：過去に事例なし・飲食を伴わない場合には認められる
- 板橋区：区政にかかわる諸団体が主催する総会等で、会派又は議員において、政務活動のため参加する必要があると認め、かつ、領収書を徴することができるもの限り、5 千円を上限として認めている
- 練馬区：認められるが支出の可否の明確な基準はない
- 足立区：飲食を伴わない場合、認められる。会議 1 回につき 1 万円まで



江戸川区：主として親睦または飲食を目的とするものを除き、参加費の2分の1を限度とする

八王子市：出席負担金として領収書等の提出があれば認めている

武蔵野市：参加費・資料代等会費が定められている場合は認めている。飲食を伴うものは認められない。→ aかつb

青梅市：事例なし

町田市：上記意見交換会の定義の判断が難しく、運用指針にも特に明記されていないが次のことは認められている。

- ・会合に参加するための交通費又は駐車場代
- ・他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付（会費や資料代等）

※上記に限らず、食事のみに要する経費は支出できない

小金井市：参加費は認めているが、飲食を伴う場合は各会派の判断としている

小平市：意見交換が中心である場合に限り認めている（飲食費は認めていない）

日野市：定めはありませんが、説明出来るものであれば支出可と考えます

国立市：飲食を伴わない場合で、政務活動に関連し、会費が明確に定められているものに限る

福生市：団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費であれば認めている。

多摩市：食事代、宿泊費を含んだ参加負担金については、その総額を認める。ただし、宿泊費の二重支給はしない。としているが、実際は市内での会合に参加負担金を支出した事案はない。

あきる野市：団体等が開催する意見交換会等への会派としての参加であれば認められる。（政党、後援会主催のもの、親睦、飲食が目的のものは不可）

## ② 開催者に渡す物品（菓子、茶、酒類など）の購入代金を支払うことは使途基準等認められますか

a) 認められている 2

新宿区、大田区

新宿区：ただし、茶菓のみ

b) 認められていない 4 4

千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、

福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市  
羽村市、あきる野市

その他 2

世田谷区、北区

世田谷区：使途基準に定められていないため、議員又は会派の判断による

杉並区：使途基準等、明確に規定しているものはない

北区：規定はなく、実績なし

無回答 1

西東京市

**(8) 平成27年度政務調査費を議員が使った具体的な使途について、議会公式ホームページへの記載**

a) 支出総額のみ記載あり 0

b) 収支報告書と同様の記載あり 24

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、大田区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、足立区、江戸川区、青梅市、小金井市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、多摩市、あきる野市、西東京市

c) 収支報告書と、それ以上の記載あり 12

品川区、目黒区、世田谷区、立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小平市、東村山市、稲城市、羽村市

d) 記載なし 13

墨田区、中野区、豊島区、荒川区、練馬区、葛飾区、八王子市、府中市、昭島市、日野市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市

無回答 0

「c) 収支報告書と、それ以上の記載あり」の場合の記載項目

品川区：政務調査活動のあらまし

世田谷区：収支報告書、会計帳簿、領収書その他の証拠書類

立川市：政務活動費支出明細書、領収書

武蔵野市：支出整理簿

三鷹市：領収書を貼り付ける所定様式に内容明細及び説明を記載する箇所がある

調布市：収支報告書、収支内訳

町田市：研修・研究・会議費や広報費などにおける内容がわかる資料の添付

小平市：研修などにおける内容がわかる資料等

東村山市：出納簿

稲城市：会派出張終了報告書

羽村市：収支報告明細書

## (9) 調査委託について

### ① 会派、政党、政党支部に対する調査委託を認めていますか

a) 認めている 18

中央区、港区、世田谷区、豊島区、板橋区、練馬区、江戸川区、三鷹市、  
調布市、町田市、小平市、日野市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、  
あきる野市、西東京市

b) 認めていない 27

千代田区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、  
中野区、杉並区、荒川区、足立区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、  
昭島市、小金井市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、  
多摩市、稲城市、羽村市

無回答 4

渋谷区、北区、葛飾区、府中市

渋谷区：規定はなく、平成27年度時点で実績なし

北区：規定はなく、実績なし

葛飾区：規定しておらず、実績ありません

江戸川区：実績なし

府中市：実績なし

回答 a) についての注記等

中央区：会派、又は個人

港区：政党、政党支部は非該当

三鷹市：対象は「会派、政党、政党支部（会派所属議員の一親等以内のものを除く  
。）」、実績はない

調布市：事例なし

町田市：政党の活動に属する経費（党費・党大会賛助金・党大会参加費、党大会参加のための旅費等）は支出できないが、調査委託に関しては特に取り決めがなく、ある会派が地域政党に対し調査委託を行った例がある

小平市：会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関して認めている

国立市：会派が対象となるが、取り決めをしていない。

福生市：会派

狛江市：会派が行う市の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費

清瀬市：会派のみ

あきる野市：具体的にこれまでない

西東京市：調査内容の制限はない

## ② 調査委託した際の報告書を議会に提出を義務付けていますか

a) 提出義務付けしている 11

中央区、港区、北区、板橋区、江戸川区、三鷹市、町田市、福生市、狛江市、清瀬市、西東京市

※ 江戸川区 報告書のような決まった書式ではないが、委託先、テーマ等内容のわかるもの

b) 提出義務付けしていない 9

世田谷区、渋谷区、豊島区、練馬区、府中市、調布市、小平市、日野市、国立市

無回答 3

杉並区、葛飾区、あきる野市

※ ①でa（認めている）、または、選択なしであった自治体（11区、13市）の回答のみをカウント。

※ ①でa回答で、②の選択なしが1（あきる野市）

※ ①で選択なしで、②の選択なしが2（葛飾区）

## (10) 使途基準マニュアル

① 政務活動費について具体的な「使途基準マニュアル」を作成していますか。

- a) 作成している 43  
港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 渋谷区, 中野区, 杉並区, 豊島区, 荒川区, 板橋区, 練馬区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区, 八王子市, 立川市, 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市, 町田市, 小金井市, 小平市, 日野市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 福生市, 狛江市, 東大和市, 清瀬市, 武蔵村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村市, あきる野市,  
\*ただし, 港区は「議員による申し合わせ事項」
- b) 作成していない 6  
千代田区, 中央区, 世田谷区, 北区, 東久留米市, 西東京市
- ② 「使途基準マニュアル」を作成している自治体について「使途基準マニュアル」は公開されていますか。(補足質問分)
- a) ホームページで公開している 14  
江東区, 品川区, 豊島区, 立川市, 三鷹市, 青梅市, 調布市, 町田市, 東村山市, 福生市, 東大和市, 稲城市, 羽村市, 文京区
- b) 情報提供できる 15  
港区, 台東区, 渋谷区, 杉並区(\*窓口での閲覧), 荒川区, 練馬区, 葛飾区, 八王子市, 武蔵野市, 府中市, 昭島市, 小金井市, 武蔵村山市, 多摩市, あきる野市
- c) 情報公開請求により開示する 13  
新宿区, 墨田区, 大田区, 目黒区, 中野区, 板橋区, 足立区, 江戸川区, 小平市, 日野市, 国立市, 狛江市, 清瀬市,
- d) 非公開 0

### (11) 収支報告書の収支報告額

- a) 収入を超過する支出額の報告を認めている 40  
千代田区, 中央区, 港区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 世田谷区, 中野区, 豊島区, 北区, 板橋区, 練馬区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区, 立川市, 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市, 町田市, 小平市, 日野市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 福生市, 狛江市, 東大和市, 東久留米市, 武蔵村山市, 多摩市, 羽村市, あきる野市, 西東京市

- b) 認めていない。 8  
新宿区, 文京区, 渋谷区, 杉並区, 八王子市, 小金井市, 清瀬市, 稲城市
- c) 無回答 1  
荒川区

### (12) 政務活動費の領収証等に関するデータでの提供

- ① 可能 4  
a) ホームページに掲載 世田谷区  
b) CD, DVDで提供 港区, 町田市, 国立市

- ② 不可能 46  
千代田区, 中央区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 世田谷区, 大田区, 渋谷区, 中野区, 杉並区, 豊島区, 北区, 荒川区, 板橋区, 練馬区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区, 八王子市, 立川市, 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市, 小金井市, 小平市, 日野市, 国分寺市, 東村山市, 福生市, 狛江市, 東大和市, 東久留米市, 清瀬市, 武蔵村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村市, あきる野市, 西東京市

※ 三鷹市、町田市、小平市もWebで領収証を公開している。設問(3)③参照。

### (13) 特記事項について

- 千代田区 「議長の諮問機関である第三者機関で交付額に関する審査をしている。」
- 港区 「平成28年度より『港区政務活動費審査会』で第三者審議を始めている。」
- 墨田区 「政務活動費収支報告書は、情報公開請求することなく議会図書室で閲覧が可能。」
- 品川区 「第三者委員会の設置について検討中」
- 杉並区 「政務活動費に関する意見聴取機関として第三者機関を設置している」
- 北区 「特別職報酬審議会において政務活動費の交付額について審議している。また、政務活動費適正運用調査会において、政務活動費の使途等について専門家の意見を聴取している」
- 足立区 「平成26年2月、第三者機関（学識経験者1名）による、全議員対象とした、政務活動費の研修を開催した。現在、再度開催に向けて検討中。」
- 武蔵野市 「特別職報酬等審議会で、政務活動費の金額等について審議している。」
- 青梅市 「収支報告書等の写しは情報公開請求の手続不要で事務局窓口にて閲覧可能」
- 東村山市 「年度当初に各会派の会計担当者を対象とした研修会を事務局が実施するとともに、四半期に1度のペースで政務活動費の収支状況を点検している。」

		(1)H27年度政務活動費			(2)H28年度の議員一人分の交付額		
	議会名	議員・会派の収入総額(支給額+利息)	備考	自治体への返還総額	①会派	②議員個人	③その他
1	千代田区	44,850,000		9,182,771	1,800,000		
2	中央区	46,540,000		2,712,135		1,560,000	会派所属人数×年156万円
3	港区	61,050,000		2,214,777	1,800,000		会派所属人数×15万×12ヶ月
4	新宿区	67,950,000		10,874,403	1,800,000	0	
5	文京区	56,840,000		503,872	1,680,000	140,000	会派又は議員に交付(選択制)。
6	台東区	47,750,000		333,129	1,500,000		
7	墨田区	53,620,000		11,195,238	1,680,000		
8	江東区	105,400,000		12,257,047	2,400,000		
9	品川区	91,200,000		17,460,468	2,280,000	2,280,000	会派又は議員に交付
10	目黒区	51,480,000		7,280,319	0	1,680,000	
11	大田区	137,080,000		9,526,182	2,760,000		
12	世田谷区	143,040,000		3,753,778	2,880,000	2,880,000	
13	渋谷区	81,200,000		10,393,358	2,400,000		
14	中野区	73,650,000		6,154,161	1,800,000	0	0
15	杉並区	91,520,000		21,919,904	1,920,000	1,920,000	
16	豊島区	64,187,923		3,316,565	1,800,000		
17	北区	71,700,000		11,090,378	1,800,000	1,800,000	
18	荒川区	30,640,000		2,182,637	960,000		
19	板橋区	99,180,000		12,399,208	2,160,000	2,160,000	
20	練馬区	125,160,000		8,691,201	2,520,000		
21	足立区	85,760,000		11,254,101	1,920,000	1,920,000	会派又は議員に交付(選択制)。議員一人あたり月16万円。
22	葛飾区	84,240,000		24,801,927	2,160,000	2,160,000	会派又は議員@180000×12月が限度
23	江戸川区	102,600,000		8,877,474	2,400,000	0	
24	八王子市	28,620,976		2,710,065	720,000		
25	立川市	16,550,000		4,336,790	600,000	600,000	会派・議員一人あたり額
26	武蔵野市	12,160,000		2,780,773	0	480,000	
27	三鷹市	8,667,000	利息額なし	1,602,322	324,000	-	-
28	青梅市	8,610,000		2,780,144	0	360,000	
29	府中市	16,065,000		2,317,065	540,000		
30	昭島市	4,840,000		1,065,545		240,000	会派又は議員に交付
31	調布市	8,350,000		818,086	300,000	0	
32	町田市	25,920,000		643,002	720,000	-	-
33	小金井市	8,520,598		2,589,576	360,000		
34	小平市	10,020,000	支給額のみ	1,258,770	360,000		月額3万円
35	日野市	12,960,000		540,000	540,000	-	-
36	東村山市	3,325,000		605,747	150,000	-	-
37	国分寺市	5,760,000		520,525	-	240,000	-
38	国立市	2,630,000		70,608	120,000	0	-
39	福生市	4,560,000		156,993	240,000	0	0
40	狛江市	6,575,000		552,641	300,000	0	-
41	東大和市	2,585,000		226,504	132,000	0	-
42	清瀬市	2,400,000		663,639	120,000	0	-
43	東久留米市	1,677,500		27,253	91,500	0	-
44	武蔵村山市	2,200,218		446,629	120,000		①1人あたり月1万円 会派の所属人数に応じて会派に支給
45	多摩市	7,982,000	※H27.4に議員改選があったが、会計年度として、会派交付総額、返還総額を記載	1,459,340	312,000	0	-
46	稲城市	6,050,000		573,701	300,000	0	-
47	羽村市	3,240,283		794,568	180,000	0	-
48	あきる野市	4,960,000		820,609	240,000	0	-
49	西東京市	6,720,000		450,971	240,000	0	-

議員一人あたり月額ランキング(2017年4月、条例の規定から集計)

順位	議会名	議員一人あたり月額	設問(1)の回答より抜粋		使用額 (A)-(B)=(C)	執行率 (C)/(A)	自治体 No.
			議員・会派の 収入総額(支 給額+利息)	自治体への 返還総額(B)			
1	世田谷区	240,000	143,040,000	3,753,778	139,286,222	97%	12
2	大田区	230,000	137,080,000	9,526,182	127,553,818	93%	11
3	練馬区	210,000	125,160,000	8,691,201	116,468,799	93%	20
4	江東区	200,000	105,400,000	12,257,047	93,142,953	88%	8
5	渋谷区	200,000	81,200,000	10,393,358	70,806,642	87%	13
6	江戸川区	200,000	102,600,000	8,877,474	93,722,526	91%	23
7	品川区	190,000	91,200,000	17,460,468	73,739,532	81%	9
8	板橋区	180,000	99,180,000	12,399,208	86,780,792	87%	19
9	葛飾区	180,000	84,240,000	24,801,927	59,438,073	71%	22
10	杉並区	160,000	91,520,000	21,919,904	69,600,096	76%	15
11	足立区	160,000	85,760,000	11,254,101	74,505,899	87%	21
12	千代田区	150,000	44,850,000	9,182,771	35,667,229	80%	1
13	港区	150,000	61,050,000	2,214,777	58,835,223	96%	3
14	新宿区	150,000	67,950,000	10,874,403	57,075,597	84%	4
15	中野区	150,000	73,650,000	6,154,161	67,495,839	92%	14
16	豊島区	150,000	64,187,923	3,316,565	60,871,358	95%	16
17	北区	150,000	71,700,000	11,090,378	60,609,622	85%	17
18	文京区	140,000	56,840,000	503,872	56,336,128	99%	5
19	墨田区	140,000	53,620,000	11,195,238	42,424,762	79%	7
20	目黒区	140,000	51,480,000	7,280,319	44,199,681	86%	10
21	中央区	130,000	46,540,000	2,712,135	43,827,865	94%	2
22	台東区	125,000	47,750,000	333,129	47,416,871	99%	6
23	荒川区	80,000	30,640,000	2,182,637	28,457,363	93%	18
24	八王子市	60,000	28,620,976	2,710,065	25,910,911	91%	24
25	町田市	60,000	25,920,000	643,002	25,276,998	98%	32
26	立川市	50,000	16,550,000	4,336,790	12,213,210	74%	25
27	府中市	45,000	16,065,000	2,317,065	13,747,935	86%	29
28	日野市	45,000	12,960,000	540,000	12,420,000	96%	35
29	武蔵野市	40,000	12,160,000	2,780,773	9,379,227	77%	26
30	青梅市	30,000	8,610,000	2,780,144	5,829,856	68%	28
31	小金井市	30,000	8,520,598	2,589,576	5,931,022	70%	33
32	小平市	30,000	10,020,000	1,258,770	8,761,230	87%	34
33	三鷹市	27,000	8,667,000	1,602,322	7,064,678	82%	27
34	多摩市	26,000	7,982,000	1,459,340	6,522,660	82%	45
35	調布市	25,000	8,350,000	818,086	7,531,914	90%	31
36	狛江市	25,000	6,575,000	552,641	6,022,359	92%	40
37	稲城市	25,000	6,050,000	573,701	5,476,299	91%	46
38	昭島市	20,000	4,840,000	1,065,545	3,774,455	78%	30
39	国分寺市	20,000	5,760,000	520,525	5,239,475	91%	37
40	福生市	20,000	4,560,000	156,993	4,403,007	97%	39
41	あきる野市	20,000	4,960,000	820,609	4,139,391	83%	48
42	西東京市	20,000	6,720,000	450,971	6,269,029	93%	49
43	羽村市	15,000	3,240,283	794,568	2,445,715	75%	47
44	東村山市	12,500	3,325,000	605,747	2,719,253	82%	36
45	東大和市	11,000	2,585,000	226,504	2,358,496	91%	41
46	国立市	10,000	2,630,000	70,608	2,559,392	97%	38
47	清瀬市	10,000	2,400,000	663,639	1,736,361	72%	42
48	武蔵村山市	10,000	2,200,218	446,629	1,753,589	80%	44
49	東久留米市	7,625	1,677,500	27,253	1,650,247	98%	43

全体平均月額 91,819 円  
 23区平均月額 165,435 円  
 26市平均月額 26,697 円

全体平均 87%  
 23区平均 88%  
 26市平均 85%



(3) ① (領収書の原本提出) について

政務活動費は、議員の個人収入として扱われていないので、収入として課税対象にならない。政務活動費の支出についての領収書は、自治体職員が公務で支出した場合の領収書と同じ位置づけになるはずである。そうであれば、領収証を原本で提出させるべきは当然である。また、そうしないと、写ししか提出しなかった議員は、領収書の原本を他に流用することができてしまう。このようなことができるような状態はなくすべきである。ほとんどの議会が原本提出にしているのは望ましい。

領収書を議会のホームページに掲載することは、それ自体望ましいことであるが、領収書の原本を提出させることこそが重要である。

(3) ② (支払先の個人名) について

支払先が個人である場合、支払先の了解を得て、架空の領収書を作成することが容易である。支払先が議員の家族や近親者などの場合、その危険は特に大きい。対価に見合った仕事が行なわれているのか疑問を生じることもある。氏名を公開することで、だれもが裏付けの確認をすることが可能になるので、公開される個人名の本人は支払いを受けるに値することをしていないかぎり、領収書の名義人になることを断わるであろう。そうすることで、議員の近親者等が不正に加担しにくくなり、不正受給も抑制できる。

公開している議会は13ある。その理由は大別して3種類ある。

ア 議会独自の情報公開条例を設け、「個人情報」の定義を執行部の情報公開条例とは別に規定している場合

千代田区議会：議会独自の情報公開条例を設けており、千代田区情報公開条例と非開示事由が異なる。非開示事由となる「個人情報」については、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、学歴、出身、職歴、住所、所属団体、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が特定されるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、自己の情報については、この限りでない」と定義している。

イ 情報公開条例の「個人情報」の定義がプライバシー保護型になっている場合

三鷹市議会：三鷹市情報公開条例は議会を実施機関とした上で、非開示事由となる「個人情報」を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

うち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。」と規定している。

国分寺市議会：国分寺市情報公開条例は議会を実施機関とした上で、非開示事由となる「個人情報」を、「個人の思想、信条、宗教、身体的特徴、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又はされ得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報。ただし、人の生命、身体、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

ウ 非開示事由である「個人情報」の例外に該当するという解釈をしている場合

上記ア、イ以外の議会では、支払先が発行する領収書の個人名を公開している理由が定かでないが、それぞれの自治体の条例に規定の解釈として可能性があるのは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するという解釈がなされているということである。そうだとすれば、「非公開」、あるいは「場合によっては公開」と回答した議会でも公開とすることができるはずである。

この問題に関連して、青森地方裁判所平成 28 年（行ク）第 3 号平成 29 年 3 月 24 日決定は、議員の政務活動費で雇用していた者の契約書の文書提出命令申立てについて、「本件各雇用契約書等は、本件条例に従って議員が交付を受けた政務調査費に係る支出内容を補完する証拠書類として、議長において本件条例に基づく調査を行う際に必要に応じて直接確認することが予定されているものというべきである。そうすると、本件各雇用契約書等は、外部の者に開示することが予定されていない文書とはいえず」と判断して、文書提出を命じている。

### (3) ③（領収書の web 公表）について

政務活動費の用途状況は、広く住民納税者の関心対象である。そうだとすると、個々の情報公開請求を待つまでもなく、議会は積極的に公表すべきである。

web 上に公開している議会は、基準日（2016.10.1）時点では 5 しかなかった。

ところが、アンケート実施後に連絡をいただいた自治体の中には、上記基準日後、領収書の web 上での公開を決めたところがあった。稲城市、府中市、武蔵村山市、葛飾区が、

平成28年度支給分の領収書をネット公開することを決めたとのことである。府中市は収支報告書と領収書だけでなく、視察報告書も web 公開するとのことである。あきる野市は、基準日後に平成27年度支給分の領収書のネット公開を開始すると決め、今年1月から実施している。住民納税者にとって、望ましい傾向である。

(3) ④ (領収書の閲覧) について

収支報告書を閲覧するときに領収書も閲覧できた方が閲覧住民としては便宜である。  
このような対応をしている議会は14に止まる。

(4) ① (会計帳簿の議会提出) について

政務活動費の支出が適正であることを確認するには、会計帳簿が議会に提出されることが必要である。22の議会で行われている。手引きによるところもあるが、条例で規定すべきである。

(4) ② (会計帳簿の web 公表) について

情報公開請求を待つまでもなく、公表するのが望ましい。  
web 上に公表している議会は7しかない。

(5) ① (活動報告書の作成義務) について

領収書や会計帳簿だけでは政務活動費が有効に使われているかどうか分からない。活動報告書の作成を義務づけ、これを公表すべきである。

しかるに、作成を義務づけ公表しているのはわずか6議会に止まる。全般的に政務活動費の使途を住民に知られることに消極的なのは問題である。

(5) ② (活動報告書の web 公表) について

情報公開請求を待つまでもなく、公表するのが望ましい。  
web 上に公開している議会は4しかない。

(6) ① (視察報告書の作成義務) について

視察のための支出は他の支出に比べて高額であり、かつ、訪問先に観光地が含まれているなど遊びを疑われることがままあるので、視察報告書の作成を義務づけて公表するものとすべきである。

しかるに、作成を義務づけ公表しているのは17議会に止まる。全般的に、視察の実態を住民に知られることに消極的なのは問題である。

(6) ② (視察報告書の web 公表) について

情報公開請求を待つまでもなく、公表するのが望ましい。

web 上に公開している議会は 2 しかない。

(7) ① (飲食への支出) について

政務活動費が地方自治法上の根拠を持つようになった 2001 年ころは、会派を問わず、広く飲食に使われていた。その後、飲食、特に酒食に政務活動費を使うことについて社会の批判が強くなって来たことを反映して、また、政務活動費の給付額の多寡に応じて、飲食を伴う会合の参加費の支出を認めるか否かは、議会ごとにかなり違いがある。政務活動費が高額の議会の方が飲食を認める傾向がある。全体的には、概ね飲食、酒食に政務活動費を支出することに問題があることの認識はあるようである。

(7) ② (開催者宛の手土産) について

会合の開催者へ手渡す物品 (菓子、茶、酒類など) への支出を認めているのは 2 議会だけである。

(8) (議会 HP での使途の公表) について

議員が使った政務活動費の具体的な使途を議会のホームページで公表することによって、政務活動費の使い方に対する住民の理解を深めることができる。

この点に関して、収支報告書にとどまらずそれ以上の記載をしている議会が 12 ある。消極的な議会の方が多い。

(9) ① (政党等への調査委託) について

議会活動に必要な調査は議員本人が行うべきである。調査内容の充実を図るために、他人に協力を求める意味で調査を委託することがあってもよいが、それが真に必要なものかどうかは注意深く見極める必要がある。自分の所属する会派や政党、政党支部への調査委託は、政務活動費を政治活動に使っている疑いを生じるから、原則禁止とすべきである。

しかるに、これを認めている議会が 18 もある。

(9) ② (報告書の提出義務) について

政務活動費で調査委託をしている以上、その成果を議会に報告するのは当然である。議会に報告書が提出されなければ、調査委託が空洞化していても議会にはわからない。

しかるに、報告書の提出を義務づけている議会は 11 しかない。

(10) ① (使途基準マニュアルの作成) について

政務活動費を充てることのできる経費の範囲は条例で定められている。しかし、大まかな費目と抽象的な説明程度では、個々の支出が適切であるかどうかを判断しにくい。条例や規則の規定に加えて使途基準マニュアルを作成しなければ、全議員が統一的に運用することは困難である。そこで、運用基準を全議員に守ってもらうために、全会派の合意に基づいて詳細な運用基準を作ることが行われる。これは法律でも条例でもなく法規範性はないから、運用基準どおりの支出は適法で、運用基準外の支出は違法となるわけではないが、重要な目安となる。

しかるに、使途基準マニュアルを作成していない議会が6ある。このような議会では、各議員の恣意的運用を生じるおそれ大きい。

(10) ② (マニュアルの公表) について

領収書や会計帳簿に加えて使途基準マニュアルを公表していれば、住民が政務活動費の使途の適切性を具体的に検討でき、議会や議員に意見を述べることもできる。使途基準マニュアルを作成している43議会のうち、これを非公開にしている議会は1つもなかったが、ホームページで公表している議会は14しかない。情報提供に応じる議会15は個別の提供要求に応じるにとどまる。情報公開請求に応じるとしている議会が13あるが、情報の内容からすれば、公表情報とすべきである。

(11) (収支報告額) について

収入を超過する支出額の報告を認めている議会が多い。

(本問では、「使い切り」問題を質問するつもりであったが、設問内容がこれに相応しいものになっていなかった。)

(12) (領収書等のデータ提供) について

議員数や交付額が多い議会では、住民が全議員の政務活動費の使途の調査のために領収書等の写しの交付を受けるとなると、高額のコピー代がかかってしまう。高額なコピー代は、住民に写しの交付請求を躊躇させる大きな効果を持つ。議員・会派の政務活動費の使途について、広く、多くの人にチェックをしてもらう意義があることからすると、領収書等をホームページに掲載したり、CDやDVDでの提供が認められるべきである。

しかるに、これらの対応している議会は4しかなく、全体的に消極的である。

(13) (特記事項) について

政務活動費の支出の適正を確保するための監視機関を議会に設けることは設けないよりはよいが、議会から独立性と専門性をもって実際に監視できるかどうかは別である。実際に監視機関が機能するには、十分な調査権限が認められ、それに基づく調査、報告が実際に行われればよく、必ずしも強制権限は必要ない。

いくつかの議会で第三者機関を設けていると答えているが、実際にどれほど機能しているかは、第三者機関による調査実態と調査に基づく報告書の内容如何によって明らかである。

特別職報酬審議会は首長側において設置されているものであり、議員・会派の政務活動費の使途についてどれほど厳しいチェックができるか疑問である。

各会派の会計担当者を対象とする研修会はやらないよりやった方がいいという意味では有意義だが、会計担当者は会派議員に対して使途基準を周知徹底させるだけの力をもっているわけではない。議員は各自独自性が極めて強く、会派としてのコントロールは必ずしも有効に機能しない。したがって、研修会で事足りりとするべきではない。